

剪定枝粉碎機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭等から発生する植木等の枝（以下「剪定枝」という。）の有効利用を促進し、廃棄物の減量及び資源化を図るため、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、剪定枝を自ら資源化処理する市民、町内会、市民団体等とする。

(貸出期間)

第3条 粉碎機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて4日以内とする。ただし返却日が土、日又は祝日となる場合は、翌平日までとする。

(貸出料)

第4条 本市におけるごみの減量資源化対策として公益上必要であることから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年4月1日条例第30号）第7条に基づき、粉碎機の貸出料は免除とする。ただし、粉碎機を稼働するための経費は含まない。

(申込み)

第5条 粉碎機の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、旭川市クリーンセンター（以下「市」という。）に事前に予約状況等の確認を行い、剪定枝粉碎機借受許可申請書（様式1）を提出するものとする。

(貸出し及び返却)

第6条 貸出し及び返却に関する手続きは以下のとおりとする。

- (1) 粉碎機の貸出し及び返却は、原則として、借受者が、物品貸出許可書（様式2）を交付された上で、自らが市の指定する場所で貸出しを受け、返却を行うものとする。
- (2) 借受者は、物品貸出許可書の交付に対して、市に物品貸出許可書（様式3）を提出するものとする。ただし、借受者が国もしくは他の地方公共団体その他の公共団体である場合はこの限りでない。

(使用報告)

第7条 借受者は、返却する際に剪定枝粉碎機使用報告書（様式4）を作成し、市に提出するものとする。

(遵守事項)

第8条 借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉碎機は、使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。
- (2) 粉碎機を使用する際は、使用上の注意を守り、事故に十分注意すること。また、騒音及びごみの散乱等に十分配慮すること。
- (3) 借受者は、粉碎機の原状を変更するときは、あらかじめ文書をもって申請すること。
- (4) 借受者は、次に該当する場合は、文書をもって届け出ること。

ア 借受者が氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名並びに所在地）を変

更したとき。

イ 相続又は会社の合併により、借受けの権利の承継があったとき。

ウ 天災その他の事故により、粉碎機に異状が生じたとき。

(5) 粉碎機の使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 粉碎機を営利目的に利用しないこと。

(7) 粉碎機の処理能力を超えて使用しないこと。

(8) 粉碎機の稼働に係る費用は自己負担とすること。

(貸出しの取消し)

第9条 次に掲げる事項に該当する場合は、貸出しを取り消すことができる。

(1) 市において、貸し出した物品を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。

(2) 物品貸付許可書に記載された事項に違反していると認められるとき。

(原状回復及び損害賠償)

第10条 粉碎機を返還するときは、当該物品を原状に回復しなければならない。借受者の責めに帰す事由により粉碎機を破損又は遺棄したとき、自己又は第三者に損害が生じたときは、借受者の責任においてこれを処理するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。